

遠野市監査委員告示第5号

平成29年3月16日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第5項の規定により市の施設に設置されている自動販売機に関する事務について随時監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表します。

遠野市監査委員 佐藤 サヨ子

遠野市監査委員 佐々木 資光

遠野市監査委員 瀧本 孝一

## 平成 28 年度 随時監査結果報告書

### 1 監査の目的

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 5 項の規定に基づき市の施設に設置されている自動販売機の設置に関する事務（行政財産等の目的外使用許可等）が適正に行われているか、随時監査を実施した。

### 2 監査の期日

平成 29 年 1 月 16 日から 2 月 28 日まで。

### 3 監査の対象

平成 29 年 1 月 1 日現在で自動販売機を設置している市の施設の担当課等。

### 4 監査の手順

(1)平成 29 年 1 月 1 日現在、市の施設における飲料等の自動販売機の設置状況について全課に照会し、設置されている場合は調書の提出を求めた。

(2)提出された調書の書面監査を実施した結果、自動販売機設置に関する各課等の対応が統一されていない実体が判明したことから、関係職員等からの事情聴取は行わなかった。

### 5 監査の着眼点

(1)目的外使用等の許可手続きは適正に行われているか。

(2)目的外使用等の使用料算定及び減免は適正に行われているか。

(3)光熱水費の請求、徴収は適正に行われているか。

(4)指定管理施設における設置事務手続きは適正に行われているか。

### 6 自動販売機の設置状況

各課より提出された調書を集計した結果、自動販売機の設置総数は 47 施設・174 台であり、その内訳は、市が管理しているもの 26 施設・54 台、指定管理者が管理しているもの 21 施設・120 台であった。

「監査の着眼点」に基づいて監査した結果は次の通りである。

※目的外使用許可等が 1 つでも複数台の自動販売機が設置されている場合もあることから、台数については実際に設置されている自動販売機数を記載した。

## 7 監査結果

### (1) 目的外使用の許可手続は適正に行われているか。

庁舎などの行政財産については、地方自治法（以下「法」という。）第 238 条の 4 第 7 項の規定により「その用途又は目的を妨げない限度において使用を許可することができる。」となっている。また、遠野市財務規則（以下「市財務規則」という。）第 170 条では「行政財産は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、法第 238 条の 4 第 7 項の規定に基づき、その用途又は目的を妨げない限度において使用を許可することができる。」と規定している。

#### 遠野市財務規則

##### （行政財産の目的外使用）

第170条 行政財産は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、法第238条の4第7項の規定に基づき、その用途又は目的を妨げない限度において使用を許可することができる。

- (1) 国、県、他の地方公共団体又は公共的団体において、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき。
- (2) 職員及び当該行政財産を利用する者のために食堂、売店その他の厚生施設を設置するとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

2 前項の規定による使用の許可については、別に定める。

3 使用期間が引き続き7日以上にわたるときは、経営企画部長に合議しなければならない。

市が管理する行政財産に設置されている自動販売機は21施設・39台であった。そのうち行政財産の目的外使用許可の手続きが行われていたものが19施設・37台あり、その使用許可の根拠としては、市財務規則第170条第1項1号に該当するとしているものが9台、市財務規則第170条第1項2号に該当するとしているものが28台であった。なお、手続きが行われた37台のうち、遠野市役所生活協同組合の申請によるものが26台あった。

また、遠野市行政財産の使用の許可に関する規則（以下「許可に関する規則」という。）第9条では「使用の許可の期間は、1年以内の期間としなければならない。」としているが、複数年許可としていて、平成28年度において目的外使用の許可手続が行われていないものが2施設・2台あった。

市が管理する普通財産に設置されている自動販売機は5施設・15台であり、そのうち普通財産借受申請の手続きが行われていたものが3施設・9台、借受申請の手続きが行われていないものが2施設・6台であった。

遠野市行政財産の使用の許可に関する規則

(使用の許可期間)

第9条 使用の許可の期間は、1年以内の期間としなければならない。

なお、使用許可における決裁者は許可に関する規則第4条で部長等とされており、許可に関する決裁はすべて部長が行っていた。

遠野市行政財産の使用の許可に関する規則

(使用の許可)

第4条 部長等は、その所管に属する行政財産の使用の許可をしたときは、行政財産使用許可指令書(様式第2号)を交付するものとする。

遠野市財務規則

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (4) 部長等 市長部局の部長、担当部長、消防長、市民センター所長、総合食育センター所長、遠野文化研究センター部長、支所長、子育て総合支援センター所長、教育部長並びに議会及び委員会又は委員の事務部局の長をいう。

(2) 目的外使用の使用料の算定及び減免は適正に行われているか。

遠野市行政財産使用料条例（以下「使用料条例」という。）第1条で「法第225条の規定に基づき、許可を受けてする行政財産の使用については、この条例の定めるところにより使用料を徴収する。」と規定されている。

また、使用料条例第2条別表で基本使用料は「適正な時価による財産価格に100分の5を乗じて得た額により算出するものとする。」とし、使用料の減免については、使用料条例第3条で減免することができる場合を掲げ、具体的な手続については許可に関する規則」第10条に規定されている。

## 遠野市行政財産使用料条例

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第225条の規定に基づき、許可を受けてする行政財産の使用については、この条例の定めるところにより使用料を徴収する。

(使用料の額)

第2条 使用料の年額は、別表の左欄に掲げる額とする。

2 財産の使用期間が1年に満たない場合の使用料の額は、当該財産の使用料の年額を使用期間に応じて月割り又は日割りで計算した額とする。

(使用料の減免)

第3条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 国、県、他の地方公共団体その他公共団体において公用又は公共用に供するとき。
- (2) 市が行う事務又は事業と密接不可分の関係にある事務又は事業のために直接使用するとき。
- (3) 主要な役職員の職を市の職員が兼ねる法人その他の団体が市長の承認を得た計画に基づいて施行する事業の遂行のために直接使用するとき。
- (4) 構成員の過半数が市の職員である法人その他の団体がその団体の構成員又は市の職員の研修又は福利厚生 of 事業を行うために直接使用するとき。
- (5) 職員団体(主として職員を構成員とする労働組合を含む。)に、事務所を供与するとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、財産の使用が短期若しくは小部分であるとき、又は市の行政遂行上特に必要と認められるとき。

市の管理する行政財産における自動販売機設置21施設・39台のうち、行政財産使用料を徴収しているのは2施設・2台であった。それ以外については使用者からの減免申請は17施設・35台(市役所生活協同組合申請によるもの26台も含む。)が提出されており、全て使用料が免除(100%減額)されていた。

免除理由としては、使用料条例第3条第4号の「構成員の過半数が市の職員である法人その他の団体がその団体の構成員又は市の職員の研修又は福利厚生 of 事業を行うために直接使用するとき。」を根拠としたものが19台ともっとも多かった。

更に着眼点(1)で記した平成28年度に目的外使用の許可手続が行われていない2施設・2台については、当然ながら減免申請も行われていないまま、使用料は免除されていた。

市の管理する普通財産における自動販売機設置5施設・15台のうち、賃借料の徴収が行われているのは3施設・9台であり、徴収が行われていないのは2施設・6台となっていた。

### (3) 光熱水費等の請求は適正に行われているか。

「使用料条例」第2条別表で光熱水費等については、「電気、ガス若しくは水の供給又は電気通信の役務の提供に係る料金及び清掃費その他の経費の年額により算出するものとする。」と規定されている。

市の管理する行政財産における自動販売機設置21施設・39台のうち、光熱水費も免除とし徴収していないものは17施設・34台あった。免除の理由は上記(2)の免除条項を準用していた。

光熱水費等の負担を許可条件としているものは2施設・3台あり、その内訳は、自動販売機に専用子メーターを設置して把握・徴収しているもの2台、月定額で電気料を徴収しているもの1台となっていた。これらにおいては納入が滞っている事案はなかった。また、2施設・2台については専用子メーターを設置し自動販売機設置者が発生した電気料を直接電力会社へ支払っていた。

市の管理する普通財産における自動販売機設置5施設・15台のうち、光熱水費等の負担を許可条件としているものは2施設・4台あり、その内訳は、自動販売機に専用子メーターを設置して把握・徴収しているもの3台、月定額で電気料を徴収しているもの1台となっている。また、2施設・11台については専用子メーターを設置し自動販売機設置者が発生した電気料を直接電力会社へ支払っていた。

### (4) 指定管理施設の設置に係る事務手続きは適正に行われているか。

行政財産の目的外使用許可は「地方公共団体の長のみが行うことができる権限」であることから、指定管理施設においても自動販売機設置にかかる使用許可に関する事務は市が行わなければならない。

しかしながら、指定管理施設に設置されている自動販売機設置21施設・120台のうち、行政財産の目的外使用許可の手続きが行われていたのは僅かに2施設・17台だけであり、19施設・103台は一切手続きが行われていなかった。

なお、調書等で、自動販売機設置者から指定管理者へ売り上げ手数料が支払われていることの報告もあった。また、光熱水費負担に関する実体確認も必要であると思われたが、指定管理施設における自動販売機設置に関して市担当課がほとんど関与していないことから追跡監査は行わなかった。

## 8 まとめ

今回の監査は各課からの提出資料をベースに行ったものであり、市全体の設置台数について現地確認等により精査したものでは無いが、上記(1)から(4)に記載したとおり、自動販売機設置に関する許可事務等は各課等でそれぞれ事務処理が完結している状況で統一されていなかった。

このことを解決するためには公有財産を総括する部署がマニュアル等を作成し、財産管理に関する事務手続きの正確性を図る必要がある。

仮に、自動販売機1台あたりの1か月電気料を3,000円とした場合、市の管理する施設において、自動販売機設置者が光熱水費を負担している7台を除く47台の光熱水費(3,000円×47台×12ヵ月＝)1,692,000円は市が負担していることになる。さらに前述(4)でも記したとおり、実体が把握されていない指定管理施設の120台を加えると光熱水費負担額は(3,000円×167台×12ヵ月＝)6,012,000円になる。

飲料等の自動販売機設置については施設利用者等の利便性の向上という視点はあるものの、設置者の多くは営利事業者であることから、適正な負担のあり方について早急に検討すべきである。

## 9 提言

法第238条の4第2項において「行政財産は、次に掲げる場合には、その用途又は目的を妨げない限度において、貸し付け又は私権を設定することができる。」とし、行政財産を一定の条件の下で貸付を行うことを可能としている。また、平成26年3月28日に市財務規則の一部改正を行い、第169条の2において、「行政財産は、法第238条の4第2項の規定に基づき、これを貸し付け、又は行政財産である土地に地上権若しくは地役権を設定することができる。」と規定している。

目的外使用許可は、行政上の許可処分により一時的な使用を前提としたものであり、通常1年以内を原則としているのに対し、行政財産の貸付は可能な限り長期安定的な利用を可能とした制度であると捉えられ、貸付の場合は、公募等によって競争原理を働かせることが可能となる。

岩手県、盛岡市、花巻市、八幡平市、一関市では自動販売機設置に関して公

募制を採用しており、当市においても収入確保と公有財産の有効活用を図るためにも、指定管理施設を含む施設全体における公募など、新しい取り組みが検討されることを望む。